

兵庫県公報

令和4年4月15日 金曜日 第302号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区の設立認可（農地整備課）	1
○ 土地改良区役員の退任の届出（同）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	2
○ 土地改良区清算人の退任の届出（同）	3
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
公 告	
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	6
○ 同 上（同）	7

告 示

兵庫県告示第503号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により、次の土地改良区の設立を認可した。
この認可について不服がある場合には、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年4月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	事業名	地区名	認可年月日
西山・柳沢東土地改良区	県営土地改良事業により造成された施設の維持管理事業	西山・柳沢東地区	令和4年4月4日

兵庫県告示第504号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和4年4月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

二ツ石・中田土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	駒 勢 只 夫	洲本市中川原町二ツ石745番地



兵庫県告示第505号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

令和4年4月15日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

中場池土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	大 辻 良 典	加古郡稲美町蛸草862番地の3
同	井 澤 元 博	同 郡同 町印南809番地の1
同	鷺 野 浩 靖	同 郡同 町岡2517番地の1
同	井 澤 守	同 郡同 町印南989番地の4
同	大 辻 節 文	同 郡同 町岡2545番地の7
監 事	福 嶋 義 久	同 郡同 町蛸草857番地の3
同	西 川 幹 雄	同 郡同 町岡2256番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	中 岡 英 則	加古郡稲美町印南836番地
同	藤 本 繁	同 郡同 町岡2489番地
同	大 西 利 広	同 郡同 町蛸草824番地の2
同	井 澤 潤次朗	同 郡同 町印南829番
同	大 村 善 登	同 郡同 町岡2255番地の3
監 事	松 下 明 春	同 郡同 町蛸草673番地の3
同	井 上 庄 藏	同 郡同 町印南363番地の11

手中池土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	植 田 文 則	加古郡稲美町印南129番地
同	植 田 恭 彦	同 郡同 町印南155番地の1
同	植 田 博 文	同 郡同 町印南142番地の2
同	植 田 雅 彦	同 郡同 町印南162番地の6
同	植 田 光 男	同 郡同 町印南161番地の6
同	丸 尾 秀 明	同 郡同 町印南271番地の3
同	松 田 和 彦	同 郡同 町印南287番地
監 事	丸 尾 勇	同 郡同 町印南854番地の7
同	植 田 眞一郎	同 郡同 町印南163番地の6

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	植 田 博 文	加古郡稲美町印南142番地の2
同	植 田 恭 彦	同 郡同 町印南155番地の1
同	松 田 和 彦	同 郡同 町印南287番地
同	植 田 光 男	同 郡同 町印南161番地の6
同	植 田 雅 彦	同 郡同 町印南162番地の6
同	丸 尾 秀 明	同 郡同 町印南271番地の3
同	丸 尾 透	同 郡同 町印南363番地の43
監 事	植 田 文 則	同 郡同 町印南129番地

同	松田 努	同 郡同 町	印南208番地
同	丸尾 信夫	同 郡同 町	印南419番地



兵庫県告示第506号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次の土地改良区から清算人の退任の届出があった。

令和4年4月15日

兵庫県知事 齋藤 元彦

船津山田土地改良区

氏 名	住 所
押部 輝夫	姫路市船津町3612番地3



兵庫県告示第507号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和4年4月15日

兵庫県知事 齋藤 元彦

- 1 指定する区域
伊丹市稲野町一丁目62番の一部
- 2 特定有害物質の名称
六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



兵庫県告示第508号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和4年4月15日

兵庫県知事 齋藤 元彦

- 1 指定する区域
伊丹市稲野町二丁目2番2の一部
- 2 特定有害物質の名称
水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



兵庫県告示第509号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和4年4月15日

兵庫県知事 齋藤 元彦

- 1 指定する区域
高砂市荒井町新浜一丁目1600番の一部
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



兵庫県告示第510号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和4年4月15日

兵庫県知事 齋藤 元彦

- 1 指定する区域
高砂市荒井町新浜一丁目1600番の一部
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



兵庫県告示第511号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年4月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和3年9月1日から令和4年3月18日まで
- 3 作業地域
神戸市北区有野町唐櫃、北区有馬町、東灘区本山町森及び芦屋市奥山地内



兵庫県告示第512号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年4月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量、路線測量及び地形測量）
- 2 作業期間
令和4年2月1日から同年3月25日まで
- 3 作業地域
明石市魚住町清水地内



兵庫県告示第513号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年4月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和2年12月25日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域
小野市住吉町地内



兵庫県告示第514号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年4月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び数値地形図データ作成）
- 2 作業期間
令和3年7月16日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域
加西市上万願寺町地内



兵庫県告示第515号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、神戸市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年4月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（数値図化）
- 2 作業期間
令和3年10月27日から令和4年3月10日まで
- 3 作業地域
神戸市の一部



兵庫県告示第516号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、豊岡市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年4月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間
令和3年11月25日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域
豊岡市全域



兵庫県告示第517号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、赤穂市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年4月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（航空写真撮影および写真地図作成（地図情報レベル1000））
- 2 作業期間
令和3年10月28日から令和4年3月18日まで
- 3 作業地域
山間部を除く赤穂市全域



兵庫県告示第518号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、加東市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年4月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳修正）
- 2 作業期間
令和4年1月20日から同年3月18日まで
- 3 作業地域
加東市全域



兵庫県告示第519号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、たつの市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年4月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間
令和3年12月15日から令和4年3月22日まで
- 3 作業地域
たつの市全域



兵庫県告示第520号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、市川町長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年4月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（道路平面図データ作成）
- 2 作業期間
令和3年6月1日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域
市川町の一部

公 告

大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称（仮称）西宮今津商業施設プロジェクト
所在地 西宮市今津出在家町57番1 ほか
- 2 法第8条第1項の規定により西宮市から聴取した意見の概要
 - (1) 来退店経路等に係る事項
対象地南側の県道甲子園六湛寺線及び西側の市道幹第11号線は、路線バスの運行ルートになっており、敷地南西側には、「今津出在家町」停留所があるため、工事期間中及び工事完了後の営業時間中に多数の来場者が見込まれる場合は、路線バスの運行に支障とならないように円滑なバスの運行に配慮されたい。
 - (2) 駐車場に係る事項
ア 以下の(7)及び(8)に該当する駐車場については、駐車場法を遵守し、(7)～(8)全てに該当する駐車場につ

いては、駐車場法の届出を提出する必要がある。

- (7) 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であり、一般公共の用に供されるもの
- (4) 一般公共の用に供する駐車のための車室面積が500㎡以上であるもの
- (7) 利用者から駐車料金を徴収するもの

イ 駐車場出入口の渋滞対策及び歩行者の安全対策について、道路建設課と協議されたい。

(3) 駐輪場に係る事項

ア 自己の敷地内で責任を持って駐輪場を確保されたい。

イ 周辺道路への違法駐輪の防止を徹底するなど、周辺地域の円滑な交通環境を確保するように十分配慮されたい。

(4) 廃棄物に係る事項

ア 事業系の古紙類は可能な限り再資源化するよう努められたい。

イ 食品リサイクルや食品ロス削減について、積極的に取り組みを進められたい。

(5) 騒音に係る事項

ア 搬出入車両や荷物の積み下ろしに伴う騒音は、本来規制の対象ではないが、作業の時間帯を考慮する、隣接する住居から離れた場所で作業を行う等、近隣に十分配慮されたい。

イ 来店車両に対しては、必要に応じて交通誘導員を配置する等、円滑に場内誘導されたい。

また、搬出入車両を含めアイドリングしないよう看板等で啓発されたい。

(6) 街並みづくりに係る事項

屋外広告物の設置を計画する際には、屋外広告物の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等は周辺の景観と調和するものとし、建築物に表示又は設置する広告物については、建築物の規模及び意匠との調和に配慮されたもので、一体感のある形状にされたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和4年4月15日から1月間



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ドラッグコスモス大蔵海岸店

所在地 明石市大蔵天神町3-15 ほか

2 法第8条第1項の規定により明石市から聴取した意見の概要

(1) 大蔵本町町内会長、大蔵天神町町内会長、シーサイドパレス明石錦明館自治会、マリンパレス明石自治会、中崎まちづくりの会長など地域住民への事前説明を行い、出された意見・要望等十分に配慮し、不安の解消に努められたい。

(2) 近隣トラブル、店舗利用者、店舗に対するトラブルを懸念するため、生徒指導の観点から、他校生との交流の拠点となるような遊戯施設などを設置しないことを強く要望する。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和4年4月15日から1月間